尻無川河川広場周辺エリア活性化協議会規約

平成27年2月12日(木)

平成26年度　第1回

大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会

**参考資料３**

（名称）

第１条　本会は、尻無川河川広場周辺エリア活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　大正区全体の活性化を図るため、特に、尻無川河川広場を中心としたエリアにおける河川空間を活用した、大正区にふさわしい都市空間を創造することを目的とする。

（所掌事務）

第３条　協議会は、次の事務を所掌する。

　（１）尻無川河川広場周辺エリア等における地域活性化に関すること。

　（２）尻無川河川広場周辺エリア等における河川空間活用実現のための地域合意に

　　　向けた協議、調整に関すること。

　（３）尻無川河川広場周辺エリア等における河川空間活用の事業評価に関すること。

（組織）

第４条　協議会は、別表に掲げる座長及び委員6名をもって組織する。

２　座長は、協議会の運営にかかる総合調整を行う。

３　座長は、協議会の会務を総括する。

４　座長は、必要に応じ協議会の下にワーキンググループを設置することができる。

５　座長及びその他委員の任期は平成27年 3月31日までとする。ただし再任を防げない。また、欠員により選任された各委員の任期は前任者の残任期間とする。

（会議）

第５条　協議会の会議は、座長が招集し、座長がその議長となる。

２　協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

３　協議会会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、座長の

決するところによる。

４　やむを得ない理由により協議会の会議に出席できない委員は、書面又は代理人をもって表決に加わることができる。

５　前項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。

６　第５項及び第６項の場合における、第３項の適用については、会議に出席したも

のとみなす。

７　座長は、緊急の必要があると認めるときは、協議会の招集を行わず、書面その他

の方法により委員の意見を求めることにより、協議会の決議に代えることができる。

この場合、第２項及び第３項の規定は、これを準用する。

（事務局）

第６条　協議会職務の遂行に必要な事務を処理するため、大正区役所に事務局を置く。

２　事務局の組織、運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

（その他）

第７条　この規約に定めのない事項については、必要に応じ別途協議する。

附　則

この規約は、平成26年12月24日から施行する。